

墓碑等の設置基準

必要な制限と条件

1 施設の高さは、次に掲げる範囲内とします。

種別	区分	盛土	囲障 (外柵)	墓碑 (石碑)	形象類 (墓誌) (灯籠類)	その他 工作物 (線香台) (塔婆立)	樹木 (灌木のみ)
		自由墓地	第1種	区画内に設置する墓碑その他の工作物における最高部が、区画の前面に接する通路の地盤面から2.30mを超えないこと。			
第2種							
第3種	区画内に設置する墓碑その他の工作物における最高部が、区画の前面に接する通路の地盤面から2.00mを超えないこと。						
第4種							

2 設備は、次の範囲内とします。

種別	区分	墓碑	墓誌	か う ろ ど	線香台	供物台	塔婆立	灯ろう	花立
		自由墓地	第1種	基 —	個 —	個 —	個 —	個 —	個 —
第2種	—		—	—	—	—	—	—	—
第3種	—		—	—	—	—	—	—	—
第4種	—		—	—	—	—	—	—	—

(墓地及び区画の種別)

種別	区画面積
自由墓地第1種	8平方メートル (3.2m × 2.5m)
自由墓地第2種	7平方メートル (2.8m × 2.5m)
自由墓地第3種	4平方メートル (2.0m × 2.0m)
自由墓地第4種	3平方メートル (1.5m × 2.0m)

(使用料)

(1) 本市に住所又は本籍を有する者の使用料

種 別	自 由 墓 地			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
常陸大宮市 上村田霊園	800,000円	700,000円	400,000円	300,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者の使用料

種 別	自 由 墓 地			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
常陸大宮市 上村田霊園	960,000円	840,000円	480,000円	360,000円

(管理料)

種 別	自 由 墓 地			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
常陸大宮市 上村田霊園	年額 7,020 円	年額 6,110 円	年額 3,460 円	年額 2,640 円

※ 管理料は、年度中であっても1年とみなす。

(手数料)

許可書の手換及び再交付，1件につき300円